

第3回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会
議 事 録

開催日時	平成25年8月23日(金) 午前10時00分から
開催場所	上牧町役場 3階 委員会室
出席者	委員 11名
欠席者	委員 1名
傍聴者	4名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開会 2 委員会のスケジュール工程表について 3 条例案の検討について 4 その他 5 閉会

議事の概要

●委員会のスケジュール工程表について

- ・9月の日程は、10日(火)午後7時から、19日(木)か20日(金)のいずれかで開催する。
10月日程は、11日(金)午後7時から、29日(火)午後7時からの開催とする。
- ・9月、10月で4回、今日を含めて5回で、積み残された課題、条例全体での論点等があれば、それについての検討をしていくことということで進めていきたい。
- ・全体としては、11月中には住民への説明会、パブリックコメント等を行い、12月には町長へ答申ができればと考えている。
- ・密度を濃くしていくが、きちんと仕上がるという確実な見通しというのではない。当然その進行のなかで、全体のスケジュールが伸びたり、縮んだりすることもある。

●条例案の検討について

- ・前委員会で積み残しとなったところから議論を始めて、それから改めて全体を見直すという手順で議論を進めていきたい。(委員からの異議なし)
- ・積み残し事項としては、「町民・住民の定義について」、「住民投票について」、

「まちづくり協議会について」、「条例の構成について」、「最高規範性について」
「選挙公報」→前委員会で議論済、「コンプライアンス（法令順守）」→条文に
当てはめるのみ

【町民・住民の定義について】

- ・条例の定義の部分で、町民・住民についての定義はしないということで、本委員会としての方向づけをしたい。
- ・住民ということについては、法律上の定義等もあるので、ここは「町民」という言い方でまずは大きく括るということにしたい。また、「町民等」とすることについては、後ほど議論していきたい。
- ・町民とは何かということに関しては、解説できちんと書いていく。また、具体的な権利義務については、それぞれ関係するところで必要があれば議論、検討することとする。

【住民投票について】

- ・基本的には、まちづくり基本条例のなかできちんと位置づけたい。その意義としては、町民の皆さんの意見、考えを表現し、それを行政に反映させていくということ設ける。まちづくりにとっては非常に重要な仕組みであり、そういったことがあるということで町民の皆さんにも知ってもらうためにも、まちづくり基本条例のなかで位置づけるという理解で進めたい。
- ・今後、常設型か個別型などの住民投票制度を本町としてどのように組み立てていくのかということについては、しっかり議論してもらい、今後の検討に委ねたい。
- ・一方で、まちづくり基本条例ではどのように書くのかについては、こうした投票制度は町民の意思を反映させるための仕組みで、投票にあたっては、町民の発意を大事にしていきたいと同時に、そこで示された町民の意思を尊重した町政運営をしていきたいという大きな位置づけでまとめることとする。